

広報南さんりく広告枠売却に係る仕様書

1 対象広報紙

町が月2回（1日号、15日号）発行する広報南さんりくの1日号

2 対象広報紙の仕様

（1）規格

A4版、月平均28ページ前後、発行部数5, 200部

（2）刷色

表紙及び裏表紙：フルカラー

表紙及び裏表紙以外：2色刷り

（3）発行日

毎月1日

（4）配布箇所

町内各世帯、有料購読者、県内外自治体、HP及びアプリによるネット配信

3 広告掲載代理店が行う業務の内容

（1）広報南さんりくに掲載する有料広告の広告主募集に関する業務

（2）広告の案の作成、修正等の業務

（3）その他町長が指示する業務

4 広告の規格、掲載位置、掲載期間

（1）規格

縦46mm×横82mmを1枠とし、8枠を設定する（1ページに2枠）。また、1つの企業が2枠を使用することも可能とする。

（2）掲載位置

表紙、裏表紙を除く2色刷りページの最下段

（3）掲載期間

平成31年5月号から平成32年4月号まで

5 広告の掲載基準

南三陸町広告掲載要綱（平成19年南三陸町告示第78号）、南三陸町広告掲載基準（平成19年南三陸町告示第79号）及び南三陸町広告掲載基準の細目に関する要領（平成19年南三陸町告示第80号）による。

6 広告掲載の手続き

- (1) 広告を掲載するときは、掲載を希望する広報紙発行日の4週間前までに、広告案を南三陸町広告掲載審査員会に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 広告案が承認されたときは、承認された広告案の完全原稿1部を、広告を掲載しようとする広報紙発行日の3週間前までに、電子媒体（電子メールでの送信も可）で企画課企画情報係へ提出すること。なお、画像のファイル形式は、Adobe Illustrater又はPhotoshop、JPEG形式とする。

7 広告枠料

広告掲載代理店は、広告枠料1年分を町が発行する納入通知書により一括で納入しなければならない。なお、納入期間は、第1回目の広告が掲載された広報紙の発行日（平成31年5月1日）から30日以内とする。

8 その他

- (1) 掲載された全ての広告の一切の責任は、広告掲載代理店が負うものとする。
- (2) 町は、全ての広告について掲載の可否権を有する。審査の結果、広告掲載不可となった場合、町は広告掲載代理店に対し、掲載不可の根拠を明示する。
なお、広告主に対する広告掲載不可の説明等については、広告掲載代理店が誠意をもって行うものとする。
- (3) 広告掲載代理店の都合により広告が規定の枠数に満たず、そのため町がそのスペースを使用した場合でも、契約金額の減額は行わない。
- (4) 上記以外の事項については、別途協議により定める。